

県南広域振興局長告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の開設者が介護老人保健施設を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年3月22日

県南広域振興局長 小 島 純

介護保険事業所番号	開設者の名称又は氏名	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
0352410040	医療法人尽心会	介護老人保健施設清水苑	和賀郡西和賀町清水ヶ野18地 割167番地1	令和6年3月31日